

奈良県告示第四百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり
都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成二十三年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 施行者の名称

明日香村

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業明日香村流域関連公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十六年十二月十一日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

なし

(二) 使用の部分

昭和五十六年十二月奈良県告示第五百九十号、平成二年九月奈良県告示第三百六号、平成五年二月奈良県告示第五百三十一号、平成八年六月奈良県告示第二百二十四号の事業地に明日香村大字入谷及び大字阿部山を加え、大字上及び大字尾曾を削り、大字雷、大字奥山、大字豊浦、大字飛鳥、大字川原、大字岡、大字野口、大字橘、大字立部、大字祝戸、大字越、大字真弓、大字細川、大字檜前、大字阪田、大字大根田及び大字柏森において事業地を変更する。